

# 使用料、手数料及び物品売払料 の設定基準について

行政改革推進本部財政部会

# I 使用料基準額の算定について

## 1 使用料基準額の算定方式

$$\text{使用料基準額} = (\text{人にかかる経費} + \text{物にかかる経費}) \times \text{性質別負担割合}$$

- (1) 「人にかかる経費」⇒ 一般行政職員(一般会計)の平均人件費 × 職員数
- ・ 職員数は、通常のサービスの提供に従事するために配置された職員数とする。
  - ・ なお、職員配置において、一部の職員が原価に算定しない業務にも従事する場合は、以下により職員数を算定する。

(例)

区 分	正規職員A	正規職員B
通常の施設サービス	100%	70%
上記以外の間接的業務	—	30%

<職員1人当たりの年間勤務時間>

正規職員:1,883 時間15分/年 (7時間45分/日×243日)

原価に算定する正規職員 ⇒ 1人+0.7人=1.7人

- (2) 「物にかかる経費」⇒ 施設維持管理・運営に係る経常的な直接経費
- (3) 「性質別負担割合」⇒ 対象となる施設が「公的必需性(日常生活に不可欠)」と「市場性(民間による提供の有無)」といったサービスの性質により、「公費」と「受益者」の負担割合を定める。

## 2 原価に算入する経費

### (1) 「人にかかる経費」

①正規職員給料 ②職員手当(退職手当除く) ③共済費 ④退職手当引当金

### (2) 「物にかかる経費」

①臨時職員の賃金・共済費 ②需用費 ③役務費 ④委託料 ⑤使用料及び賃借料  
⑥備品購入費 ⑦減価償却費 等

※ 減価償却費 … 固定資産台帳の数値を用いる。

※ 臨時職員の賃金・共済費を算定する上で必要となる臨時職員数は、上記「人にかかる経費」の職員数の算定方法と同様するが、年間勤務日数は243日とし、長期、短期臨時職員の勤務時間を乗じて年間勤務時間を算出する。

### (3) 原価に算入しない経費

①土地の取得に要した経費(施設が廃止されても、市の資産として残るため)  
②間接的費用(内部管理部門における経費)  
③その年度のみ一時的・臨時的に要した費用(イベントに要した経費など)  
④投資的経費(100万円以上の高額備品、200万円以上の修繕料・工事請負費)

(4) 原価に算入する経費の基礎数値

- ア 原則、見直し年度の前年度決算数値を用いることとする。
- イ ただし、過去2年の実績と大きく乖離する場合は、3年間の平均値とする。
- ウ また、一定の周期で発生する経費は、全体額を全体期間で按分した数値とする。

3 性質別分類

(1) 「公的必需性」

区 分	内 容
大	市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するための施設で、大多数の市民が利用する施設
中	一定の公共性のもと、特定の受益者の利便を図る施設
小	選択的要素が強く利用者が限定される施設

(2) 「市場性」

区 分	内 容
大	行政以外にサービス提供者が存在し、収益性が高い施設
中	行政以外にサービス提供者が存在するが、収益性が低く、行政が補完する必要がある施設
小	行政以外にサービス提供者がほとんどなく、収益性が低い施設

(3) 受益者の負担割合

市 場 性	大	第7分類 50%	第8分類 70%	第9分類 100%
	中	第4分類 30%	第5分類 50%	第6分類 70%
	小	第1分類 0%	第2分類 30%	第3分類 50%
		大	中	小
公 的 必 需 性				

4 施設の利用形態による使用料算定方式

(1) 「1室当たりの原価」から使用料を算定する方式（会議室・ホール等）

- ①1㎡当たりの年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 貸出面積の合計
- ②1㎡当たりの時間原価 = 1㎡当たりの年間原価 ÷ 年間開館時間
- ③1室当たりの原価 = 1㎡当たりの時間原価 × 室面積 × 利用時間
- ④1室当たりの使用料 = 1室当たりの原価 × 性質別負担割合

※ 商用向け施設については、1㎡当たりの時間原価算出において、市場原理に基づき、年間開館時間の代わりに利用率を考慮した年間利用見込み時間を使用する。

(2) 「1人当たりの原価」から使用料を算定する方式（博物館・少年自然の家等）

①1人当たりの原価 = 施設全体の原価 ÷ 年間目標利用者数

②1人当たりの使用料 = 1人当たりの原価 × 性質別負担割合

(3) 「1回当たりの原価」から使用料を算定する方式（スポーツ施設等）

①1回当たりの原価 = 施設全体の原価 ÷ 年間貸出可能回数

②1回当たりの使用料 = 1回当たりの原価 × 性質別負担割合

## 5 使用料基準額の適用除外施設

下記については、別に定める基準により使用料を算定するものとし、当該使用料基準額の適用除外施設とする。

- ・ 国県の法令等により使用料を設定している施設（市営住宅）
- ・ 地方公営企業法を適用している施設（水道、下水道、病院）
- ・ 行政を補完する活動を行う施設（まちづくりセンターなど）
- ・ 教育に関する施設（幼稚園保育料、看護専門学校授業料）
- ・ 駐車場、占用料
- ・ 政策的に特別な判断を要する施設
- ・ 指定管理施設内の指定管理者とテナント業者との契約により利用料金等を定める部分（レストランなど）

【使用料 設定根拠報告施設一覧】

「対象」欄の○△×の内容について

「○」設定基準により使用料を算定する施設

「△」別に設ける基準により使用料を算定する施設

「×」政令に基づき使用料を算定する施設

名称	対象	対象外理由
交流プラザ	○	
交流プラザ(駐車場)	△	周辺の民間駐車場料金を考慮するため
富士川ふれあいホール	○	
森林墓園(墓所使用料)	△	販売基数分の販売価格を当初設定してあるため
森林墓園(墓所管理料)	○	
斎場	○	
救急医療センター	△	病院事業使用料及び手数料条例に準じるため
看護専門学校授業料	△	教育に関する施設のため
新環境クリーンセンター循環啓発棟使用料	○	
中野台下水処理施設使用料	△	
下水道使用料	△	地方公営企業法を適用する施設のため
下水道占用料	△	地方公営企業法を適用する施設のため
休養林キャンプ場	△	
産業交流展示場	○	
勤労者総合福祉センター	○	
富士川楽座	△	テナント運営を主とする施設であるため
駐車場使用料	△	周辺の民間駐車場料金を考慮するため
市道占用料	△	県条例に基づくため
河川流水占用料	△	
河川敷地占用料	△	
都市下水路占用料	△	
公園占用料	△	
公園使用料	△	
市営住宅使用料	×	公営住宅法、公営住宅施行令に基づくため
市営住宅駐車場使用料	△	周辺の民間駐車場料金を考慮するため
市営住宅污水处理施設使用料	△	下水道条例に基づくため
少年自然の家	○	
青少年の家	○	
文化会館	○	
市立学校施設(屋内運動場使用料等)	○	
都市公園運動施設	○	
市立体育館	○	
図書館(中央図書館分館ギャラリー等)	○	

【性質別受益者負担割合 施設一覧】

市場性	行政以外にサービス提供者が存在し、収益性が高い施設	大	第7分類	第8分類	第9分類
			公費 50 受益者 50	公費 30 受益者 70	公費 0 受益者 100
				文化会館(レセプションホール)	森林墓園
					新環クリ循環啓発棟(温浴施設)
	行政以外にサービス提供者が存在するが、収益性が低く、行政が補完する必要がある施設	中	第4分類	第5分類	第6分類
			公費 70 受益者 30	公費 50 受益者 50	公費 30 受益者 70
				交流プラザ(ホール、第1・第2控室以外)	産業交流展示場
				富士川ふれあいホール(ホール、舞台、多目的室以外)	
				勤労者総合福祉センター(多目的ホール以外)	
				文化会館(ホール、楽屋、レセプションホール以外)	
				都市公園運動施設(マリンプール)	
				図書館	
				霊きゆう自動車	
				新環クリ循環啓発棟(多目的室)	
	行政以外にサービス提供者がほとんどなく、収益性が低い施設	小	第1分類	第2分類	第3分類
			公費 100 受益者 0	公費 70 受益者 30	公費 50 受益者 50
				交流プラザ(ホール、第1・第2控室)	
				富士川ふれあいホール(ホール、舞台、多目的室)	
				勤労者総合福祉センター(多目的ホール)	
				少年自然の家	
				青少年の家	
			文化会館(ホール、楽屋)		
			市立学校施設		
			都市公園運動施設(マリンプール以外)		
	市立体育館				
	斎場				
	大	中	小		
市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するための施設で、大多数の市民が利用する施設			一定の公共性のもと、特定の受益者の利便を図る施設	選択的要素が強く、利用者が限定されている施設	
公的必需性					

※ 使用料設定区分に「市民／市民以外」があるときは、市民以外の受益者負担を、原則、100%とする。

## Ⅱ 手数料基準額の算定について

### 1 手数料基準額の算定方式

$$\text{手数料基準額} = (\text{人にかかる経費} + \text{物にかかる経費}) \times \text{受益者負担割合}100\%$$

- (1) 「人にかかる経費」⇒ 一般行政職員(一般会計)1分当たりの平均人件費  
× 処理時間(分)
- (2) 「物にかかる経費」⇒ 物にかかる経費 ÷ 年間処理件数
- (3) 「受益者負担割合」⇒ 各種証明書発行や許可等にかかる事務手数料は、特定の人  
の利益のために発生した事務経費であることから受益者負担  
は100%とする。

### 2 原価に算入する経費

- (1) 「人にかかる経費」 一般行政職員(一般会計)の平均人件費  
①正規職員給料 ②職員手当(退職手当除く) ③共済費 ④退職手当引当金
- (2) 「物にかかる経費」  
①臨時職員の賃金・共済費 ②需用費 ③役務費 ④委託料 ⑤使用料及び賃借料  
⑥備品購入費 等
- (3) 原価に算入しない経費  
①間接的費用(内部管理部門における経費)  
②投資的経費(100万円以上の高額備品)  
③減価償却費(ただし、塵芥処理手数料においては、原価に算入する。)
- (4) 原価に算入する経費の基礎数値  
ア 原則、見直し年度の前年度決算数値を用いることとする。  
イ ただし、過去2年の実績と大きく乖離する場合は、3年間の平均値とする。  
ウ また、一定の周期で発生する経費は、全体額を全体期間で按分した数値とする。

### 3 適用除外

下記については、当該手数料基準の適用を除外する。

- ・ 法令等に基づくもの
- ・ 国(県)通知に基づくもの
- ・ 県条例に準じているもの
- ・ 地方公営企業法を適用している会計に係るもの

### Ⅲ 物品売払料基準額の算定について

#### 1 物品売払料基準額の算定方式

$$\text{物品売払料基準額} = \text{物にかかる経費} \times \text{受益者負担割合100\%}$$

- (1) 「物にかかる経費」⇒ 物にかかる経費 ÷ 作成数
- (2) 「受益者負担割合」⇒ 本などの物品を販売するために発生した経費であることから、受益者負担は100%とする。

#### 2 原価に算入する経費

- (1) 「物にかかる経費」
  - ① 需用費(印刷製本費等) ② 委託料 等

#### 3 その他

物品を増刷した場合、当初作成時の経費より安価で出来るが、同一物品で物品売払料に差があるのは適当でないため、物品を増刷した場合でも当初作成時に設定した料金とする。



## IV 使用料等設定の運用基準について

### 1 調整額の算定

コスト及び受益者負担割合により算出した基準額から、行政のコスト削減努力相当分として1割減額したものを調整額とする(ただし、物品売払料は除く。)

$$\text{調整額} = \text{基準額} \times 0.9$$

(物品売払料の場合: 調整額 = 基準額)

### 2 改定限度額の算定

現行料金(消費税転嫁前<sup>注1</sup>)と調整額に著しい差が生じた場合の激変緩和として、改定限度額を次のとおりとする。

現行料金 (消費税転嫁前 <sup>注1</sup> )	改定限度額			
	増額改定の場合		減額改定の場合	
500円以下	1.5倍	現行料金 × 1.5	1/1.5倍	現行料金 × 1/1.5
500円超 1,000円以下	1.4倍	現行料金 × 1.4 + 50円	1/1.4倍	現行料金 × 1/1.4 - 24円
1,000円超 5,000円以下	1.3倍	現行料金 × 1.3 + 150円	1/1.3倍	現行料金 × 1/1.3 - 79円
5,000円超	1.2倍	現行料金 × 1.2 + 650円	1/1.2倍	現行料金 × 1/1.2 - 399円

※ 超過部分に対し各段階の率を適用する。

### 3 改定標準額の算定

調整額と改定限度額のうち現行料金に近い額を端数整理前の改定標準額とする。

端数整理前の改定標準額が1,000円未満のときは50円単位、1,000円以上10,000円未満のときは100円単位、10,000円以上のときは1,000円単位となるよう端数を切り捨てる。

なお、現行料金と端数整理前の改定標準額との乖離が±10%以内であれば、料金改定を見送ることとする。

### 4 改定料金案

改定標準額に消費税を転嫁した額を、原則、改定料金案とする(原則、10円未満の端数切捨て)<sup>注2</sup>。

ただし、近隣自治体の類似施設の使用料や同様のサービスに対する手数料に対し著しい不均衡が生じる場合や当市における同様のサービスに対する対価が施設や部署によっ

て差異が生じる場合において、その実情に応じて改定料金案を調整できるものとする。

また、主として企業活動に使われる施設については、市場動向を考慮した調整も可能とする。

※ 料金区分の詳細

現行料金において時間帯や平日・休日等で料金設定に差異があるものについては、基本とする区分の改定標準額を基準として、現行料金を参考に適正な範囲で調整する。

注1： 使用料及び物品売払料の場合（一部消費税非課税のものを除く。）

注2： 使用料及び物品売払料の場合（一部消費税非課税のものを除く。）。手数料等非課税のものは、端数整理後の改定標準額を、原則、改定料金案とする。

使用料、手数料及び物品売払料の設定基準について

平成 24 年 10 月 制定

平成 29 年 10 月 改訂

令和 元年 10 月 改訂